

# 入学・卒業祝い品を贈呈いたします。

平成30年4月に小・中学校入学、3月に中学校を卒業される桜川市在住の児童・生徒を対象に“祝い品”を贈呈いたします。

## 1.対象となる方

平成30年2月1日現在において、桜川市に住所を有する方で、下記に該当する方

対象者	条件	添付書類(コピー可)
交通遺児	交通事故により、両親またはいずれかの親を亡くしている児童・生徒	住民票謄本
ひとり親家庭等	ひとり親(母子・父子家庭) および両親のいない家庭の児童・生徒	住民票謄本
在宅心身障害児(者)	療育手帳または身体障害者手帳を保持している児童・生徒	住民票謄本 および 療育手帳または身体障害者手帳の写し

## 2.申込み期間

平成30年2月15日(木)～3月2日(金)

受付時間: 午前8時30分～午後5時15分

※土・日は除きます。

## 3.申請窓口・問合せ先

桜川市社会福祉協議会 岩瀬本所及び真壁支所

◎申請には、添付書類及び印鑑をご持参のうえ、申請書に必要事項を記入していただきます。

※申請書は窓口にございます。

◎電話による申請の受付はいたしません。